

平成24年第6回茂原市教育委員会会議（5月定例会）日程

5月24日（木）15:00～

於：茂原市役所9階会議室

1 開会宣言

2 会議録署名人の指定

3 会議事項

（議決事項）

議案第1号 茂原市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正する規則の制定について

議案第2号 茂原市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

議案第3号 茂原市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について

議案第4号 茂原市青少年指導センター運営協議会委員の委嘱について

（報告事項）

1 平成24年第7回（6月定例会）及び第8回（7月定例会）茂原市教育委員会会議の日程について

2 その他

4 閉会宣言

5 協議事項

★(会議結果) 議決事項について、議案第1号から議案第4号は原案どおり可決されました。

茂原市教育委員会会議録

平成24年第6回（定例会）

- 1 期日 平成24年5月24日（木）
開会 午後3時00分
閉会 午後3時40分
- 2 場所 茂原市役所9階会議室
- 3 出席委員
委員長 鈴木 一代
委員長職務代理者 齋藤 晟
委員 足立 俊夫
委員 鎌田 俊郎
教育長 古谷 一雄
- 4 出席職員
教育部長 鳩川 文夫
教育部次長（教育総務課長） 鈴木 健一
学校教育課長 丸島 邦洋
生涯学習課長 三橋 勝美
体育課長 大和久義照
中央公民館長 唐鎌 孝雄
美術館・郷土資料館長 原 康宏
図書館長 池座 一雄
教育総務課主幹 久我 正志
教育総務課主査 森 一彦
- 5 署名人の指定
委員 鎌田 俊郎
委員 齋藤 晟

鈴木委員長 : ただいまから、平成24年第6回茂原市教育委員会会議（定例会）を開会します。
本日の出席人数は5名ですので、定足数に達しており会議は成立いたしました。
本日の会議録署名人は、鎌田委員さんと齋藤委員さんを指定いたします。
これより会議事項に入ります。
本日は議案が4件となっております。
議案第1号「茂原市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いします。

教育部長 : 議案第1号「茂原市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明申し上げます。本案は、平成22年度税制改正における年少扶養控除廃止及び幼稚園就園奨励費補助金の国庫補助限度額の改正に伴い、補助金交付基準額及び補助限度額を改正しようとするものです。それでは、議案第1号の参考資料として添付してあります新旧対照表をご覧ください。1ページの別表第1の右側部分「現行」の一番下の段、左側の枠内で下線がついている部分ですが、平成22年度税制改正における年少扶養控除廃止に伴い改正しようとする個所です。補助の対

象となる保護者の世帯で、当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が、「34,500円以下となる世帯」となっていますが、左の改正後の表で対応する枠では「77,100円以下の世帯」に、次に、2ページの1段目をご覧頂きたいと思いますが、同様に、現行「183,000円以下となる世帯」を「211,200円以下の世帯」に、それぞれ改正しようとするものです。また、別表第2、3ページの2段目と3段目ですが、それぞれ別表第1と同様の金額に改正をしようとするものでございます。

次に、1ページに戻って頂きまして、別表第1現行の2段目をご覧下さい。補助限度額につきましては、生活保護法の規定による保護を受けている世帯について現行では、第1子が「年額223,200円」ですが、左の改正後の表では「年額226,200円」に、第2子では現行「年額264,000円」を「年額266,000円」に、第3子以降は「年額303,000円」を「年額305,000円」に変更し、1段下がりをしまして、当該年度に納付すべき市民税が非課税の世帯及び1段下の当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が非課税の世帯については、第1子が「年額193,200円」を「年額196,200円」に、第2子が「年額249,000円」を「年額251,000円」に、第3子以降が「年額303,000円」を「年額305,000円」に変更し、更に1段下がりをしまして、当該年度の納付すべき市民税の所得割課税額が改正後77,100円以下となる世帯については、第1子が「年額109,200円」を「年額112,200円」に、第2子が「年額207,000円」を「年額209,000円」に、第3子以降が「年額303,000円」を「年額305,000円」に、次に2ページの1段目、当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が改正後211,200円以下となる世帯については、第1子が「年額46,800円」を「年額49,800円」に、第2子が「年額175,000円」を「年額178,000円」に、第3子以降が「年額303,000円」を「年額305,000円」にそれぞれ改正しようとするものでございます。

次に、別表第2をご覧下さい。別表第2の補助限度額につきましては、生活保護法の規定による保護を受けている世帯については、第2子が「年額244,000円」を「年額247,000円」に、第3子以降が「年額303,000円」を「年額305,000円」に、当該年度に納付すべき市民税が非課税の世帯及び3ページの1段目ですが、当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が非課税の世帯については、それぞれ第2子が「年額222,000円」を「年額224,000円」に第3子以降が「年額303,000円」を「年額305,000円」に、3ページの2段目、当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が改正後77,100円以下の世帯については、第2子が「年額159,000円」を「年額161,000円」に、第3子以降が「年額303,000円」を「年額305,000円」に、当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が改正後211,200円以下の世帯については、第2子が「年額111,000円」を「年額114,000円」に、第3子以降が「年額303,000円」を「年額305,000円」にそれぞれ改正し、平成24年4月1日から適用しようとするものです。以上でございます。

- 鈴木委員長 : 議案第1号について質疑をお願いします。
- 足立委員 : これは国から補助金が出ていると思いますが、市で支出する分と国からの分と割合はどの程度ですか。
- 学校教育課長 : 国からは平成23年度で11,000,000円程補助を頂いております。補助割合はだいたい1/3以下と決められております。現在市全体では46,000,000円程補助に充てております。
- 足立委員 : 1/3は国で2/3は市が出すということですか。
- 学校教育課長 : 上限が1/3という補助率でありまして、現在はそれを下回っています。ぴったり1/3というわけではありません。
- 足立委員 : 去年は生活保護所帯については、見込人数がゼロでしたが、今回は数字が入っているようですが、これはどういうことですか。
- 学校教育課長 : 後で確認してお答えします。
- 齋藤職務代理 : 数字を上げて説明されましたけれども、この数字がはたして妥当なものかわかりませんが、この数字は全国一律なのですか。
- 学校教育課長 : この補助金限度額については、国の改正に伴うものですので、全国一律で進めておりますけれども、県内の状況を見ますと茂原市以外に35市を調べましたら33市は同額で改正されております。
- 鎌田委員 : この金額で幼稚園は一年間賄えるのですか。

- 学校教育課長 : この補助額につきましては、市内の私立幼稚園の入園料と保育料を考えると、幼稚園によって多少ばらつきがあります。例えば、入園料は5万円から8万円、保育料も18万円から22万円ぐらいまでの範囲です。金額的には20万円ぐらいの補助があれば入園料、保育料については賄えるということです。これは金額が決まっていますが、実際掛かった入園料、保育料の額で決まりますので、この金額が満額貰えるわけではありません。例えば、第1子の場合については、「年額226,200円」となっておりますが、実際には幼稚園によって金額の差がありますので、入園料と保育料で20万円しか掛からなかった場合は、20万円が補助額になる形になります。
- 鎌田委員 : 私立保育園も同じに出るのですか。
- 学校教育課長 : 保育所の所管が子育て支援課になりますが、同様の補助金ではありません。因みに、茂原市の公立幼稚園4園ありますけれども、入園料は3千円、保育料は7千円となっております。
- 鈴木委員長 : 他にありますか。なければ、議案第1号について採決に入ります。議案第1号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。
- 各委員 : 異議ありません。
- 鈴木委員長 : 議案第1号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。
- 教育部長 : 次に、議案第2号「茂原市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いします。
- 教育部長 : 議案第2号「茂原市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明申し上げます。本案は、県において迅速かつ確実に業務を遂行することを目的として行った職制の見直しを受け、市で定める学校事務職員の職の一部を改正しようとするものです。第4条の表、事務職員の項中「事務長」を「事務長、主査」に改め、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用しようとするものです。以上でございます。
- 鈴木委員長 : 議案第2号について質疑をお願いします。
- 鈴木委員長 : 主査というのは今までなかったのですか。
- 学校教育課長 : 従来は主査というのはありません。新たに主査が加わりました。県の一般事務職には主査という職名はあります。
- 鈴木委員長 : 他にありますか。なければ、議案第2号について採決に入ります。議案第2号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。
- 各委員 : 異議ありません。
- 鈴木委員長 : 議案第2号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。
- 教育部長 : 次に、議案第3号「茂原市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」説明をお願いします。
- 教育部長 : 議案第3号「茂原市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」ご説明申し上げます。本案は、職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正により、1点目として現行では看護休暇制度における取得期間の上限が、1年を通じて180日以内から1人の要看護者につき通算して3年以内に変更され、2点目として分割取得回数が原則1年に1回から原則1人の要看護者に1回に変更され、3点目として申請方法が毎年度の申請から1人の要看護者につき1回に変更されたことを受けまして、看護休暇の申請用紙の様式を改正しようとするもので、別記第10号様式を新旧対照表のとおり改正し、公示の日から施行し、平成24年4月1日から適用しようとするものです。以上でございます。
- 鈴木委員長 : 議案第3号について質疑をお願いします。
- 鎌田委員 : 何が変わったのですか。
- 学校教育課長 : 看護休暇について従来ですと180日間と決められていましたが、その期間を延長しまして3年まで取れるようになりました。それと、看護休暇を取る時に承認申請書等の様式がありまして、そこに表記されている名称が従来は「被看護人の状態等」を「要看護人の状態等」等様式の変更を行いますというのが主な内容でございます。

- 齋藤職務代理 : 訓令の制定は教育委員会がするのですか。
 学校教育課長 : これは、県の条例に沿いまして、条例規則が改正されますと茂原市も改正します。
- 齋藤職務代理 : 県下一律ですか。
 学校教育課長 : はい。
 鎌田委員 : 休暇取得中の給料はどうなるのですか。
 学校教育課長 : 看護休暇を取りますと給料は支給されません。例えば1日を通して休む場合と時間で休む場合がありますが、1日休むのが長く続く形になりますと当然それは給料を支払うことはありません。ただ時間で取った場合については、取った時間分だけ減額していく形になります。3年取れば3年間無給になりますが、共済組合の方から介護休業手当という制度があります。正式に給与と考えた場合には無給ということになります。
- 足立委員 : 連続して3年、3年の6年休んで、その後復職した場合、その間の昇給の波には乗るのですか。
 学校教育課長 : 対象の期間になっておりますが、退職金等についてはその期間は省かれます。
- 鈴木委員長 : これを利用されている方はいらっしゃるのですか。
 学校教育課長 : 現在は、1名申請を出された女性の先生がいます。昨年はいませんでした。22年度が1名、21年度が2名、看護休暇を取っております。
- 齋藤職務代理 : 先生の産前産後休暇はどれくらい貰えるのですか。
 学校教育課長 : 産前休暇が8週間、産後休暇が8週間になります。それで復帰される場合もありますし、その後、育児休業を取る方もいます。
- 齋藤職務代理 : 給料はどうなりますか。
 学校教育課長 : 産前産後は出ます。育児休業中は同じ給料は出ません。
 齋藤職務代理 : 育児休業はどれくらい認められますか。
 学校教育課長 : 3年です。
 鈴木委員長 : 他にありますか。なければ、議案第3号について採決に入ります。議案第3号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。
- 各委員 : 異議ありません。
 鈴木委員長 : 議案第3号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。
- 教育部長 : 次に、議案第4号「茂原市青少年指導センター運営協議会委員の委嘱について」説明をお願いします。
 議案第4号「茂原市青少年指導センター運営協議会委員の委嘱について」ご説明申し上げます。本案は、茂原市青少年指導センター設置条例第5条第3項の規定に基づき、委員の任期満了に伴い委嘱するものであります。なお、関谷裕保氏から中村好一氏までの7名は再任し委嘱するものであり、福井友一氏から小柳佳子氏までの3名は新任し委嘱するものであります。また、任期につきましては、同条例第6条第1項により平成24年6月1日から平成26年5月31日であります。以上です。
- 鈴木委員長 : 議案第4号について質疑をお願いします。
 鈴木委員長 : これは10名と決まっているのですか。
 生涯学習課長 : 委員の数としましては、条例の第5条によりまして10名以内となっております。
- 鈴木委員長 : 他にありますか。なければ、議案第4号について採決に入ります。議案第4号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。
- 各委員 : 異議ありません。
 鈴木委員長 : 議案第4号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。
- 教育部次長 : 次に、報告事項に入ります。
 報告事項の1「平成24年第7回（6月定例会）及び第8回（7月定例会）茂原市教育委員会会議の日程について」説明をお願いします。
- 鈴木委員長 : 別紙「日程表」を説明。
 鈴木委員長 : 会議日程については、よろしいですか。
 各委員 : よろしいです。

鈴木委員長 : 日程については、そのようにお願いします。
 その他、報告がありましたら、お願いします。
 なければ、以上で第6回教育委員会会議を閉会します。

茂原市教育委員会会議規則第27条の規定により、上記会議録が相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成24年6月28日

委員長 鈴木 一代

署名委員 齋藤 晟

署名委員 鎌田 俊郎